法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 15

2016 年 3 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■「法と人間科学」関連イベントのお知らせ ----- 1
・日本版イノセンス・プロジェクト準備室主催
　２つのシンポジウム開催のお知らせ
・その他のイベント日程のお知らせ

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「確かな事実を積み重ねるために
　　～人間科学に期待する～」
映画監督　周防 正行

■ 研究アゴラ ---------- 3
研究紹介
「法社会学」と「法と心理研究」
明治大学　松村 良之

・ご愛読のお礼

巻頭歳時記

３月の桃の節句も終わり、本州以南では桜がほころび、札幌ではまだ雪の花が枝に舞う季節の折、最終号を迎えることとなりました。

新学術領域「法と人間科学」は、年明けからイベントが目白押しとなり、1 月は、定例の札幌法と心理研究会が北海道大学にて開催されました。2 月は、14 日に当領域の総括的な一般公開イベント「法と人間科学グランドシンポジウム」を北海道大学にて開催し、一般市民など幅広い職種、年齢層の、総勢 90 名以上にご参加頂きました。たくさんのご来場ありがとうございました。13、27 日に「模擬裁判」が、それぞれ関西学院大学と同大学梅田キャンパスで、山田教授（指宿班）の企画で開催されました。学生の迫真の演技で臨場感も高く、改めて裁判判決に要する素材提示方法の難しさを実感させるものとなりました。続く 28 日には、当領域の全体会を開催し、5 年間の有機的連携の進展を再確認し、未来への発展を誓いつつ終了しました。3 月には、13 日開催の仲班の橋場先生企画の実務家研修をはじめ、それぞれの研究班企画のイベントが各地で開催されますので、法と人間科学の HP にて詳しい内容をご参照の上、奮ってご参加お願いします。

（総括班支援室・高橋）

「法と人間科学」関連イベントのお知らせ

日本版イノセンス・プロジェクト準備室主催 ２つのシンポジウム開催のお知らせ

参加費無料
要事前申込み

シンポジウム企画「死刑えん罪と DNA 鑑定」

※同時通訳あり

内容の詳細は以下をご参照下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a04/ishiduka/archive/815/

●日時：3月18日（金）17：30 ～ 20：00
●場所：TKC 東京本社　2F 研修室
東京都新宿区揚場町 2-1　軽子坂 MN ビル
http://www.tkc.jp/company/location/tf_iidabashi_st

・講演「死刑えん罪と DNA 鑑定～アメリカの状況～」
ブランド・L・ギャレット氏（バージニア大学）
他　２講演、パネルディスカッション

シンポジウム企画「えん罪救済の新たな幕開け」

※同時通訳あり

内容の詳細は以下をご参照下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a04/ishiduka/archive/816/

●日時：3月20日（日）13：00 ～ 18：00
●場所：立命館大学・大阪いばらきキャンパス B 棟
フューチャープラザ 3F　コロキウム
大阪府茨木市岩倉町 2-150
http://www.ritsumei.ac.jp/rs/r2020/campus/oic/access/map.html

・講演「アメリカにおけるイノセンス・プロジェクトの役割と現状」
ジャスティン・ブルックス氏（カリフォルニア・ウェスタン法科大学院）
他　３講演、パネルディスカッション

[左記、２つのシンポジウムの参加申し込み・お問合せ先]
お名前・ご連絡先を明記の上、下記宛先までお寄せ下さい。
立命館大学 衣笠リサーチオフィス（R-GIRO）
日本版イノセンスプロジェクト準備室
メール：ipj2015[at]outlook.com　※ [at] を @ に変更してご送信ください。

・主催：日本版イノセンス・プロジェクト準備室（えん罪救済センター）
・共催：立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構 (R-GIRO)「文理融合による法心理・司法臨床研究拠点（法心理・司法臨床センター）」、立命館大学 人間科学研究所・文部科学省 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「インクルーシブ社会に向けた支援の＜学＝実＞連環型研究」、文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究【法と人間科学】「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」（代表：石塚伸一・龍谷大学）、龍谷大学 矯正・保護総合センター

その他のイベント日程のお知らせ

「障がい者の自己決定を尊重できる法と社会に関する研究セミナー」

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a04/naka/archive/814/

●日時：3月17 日（木）18：00 ～ 21：00
●場所：香川大学 幸町南キャンパス　又信会館 3F 第 1 会議室
香川県高松市幸町 2-1
http://www.kagawa-u.ac.jp/access/saiwai/

・主催：香川大学　四国グローバルリーガルセンター
・共催：香川大学法学部、「病腎移植と法」研究会（科研費基盤研究 B【代表】北海道大学大学院法学研究科教授 城下裕二）
・後援：瀬戸内刑事法研究会

犯罪学セミナー 2016 春 ［石塚班企画］
「実務で使える犯罪学ー質的犯罪社会学の最前線ー」

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a04/ishiduka/archive/799/

●日時：3月21日（月・祝）9：00 ～ 16：30
●場所：龍谷大学 深草キャンパス

・主催：日本犯罪社会学会、文部科学省科学研究費助成事業・新学術領域研究【法と人間科学】「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」（代表：石塚伸一・龍谷大学）
・後援：龍谷大学矯正・保護総合センター

実務家と研究者のクロスセクション

「確かな事実を積み重ねるために ～人間科学に期待する～」

映画監督　周防 正行

周防監督には、2014 年３月に慶應義塾大学・三田キャンパスで開催された模擬裁判においでいただき、その後、会場を移して開催された評議過程報告会でも、貴重なコメントをくださいました。この度は、当新学術領域の指宿教授のご紹介により本誌への執筆をお願いできる運びとなりました。ここでは、人が人を裁くという観点からそれらをとりまく様々な問題点に対する、監督ご自身の率直な疑問をなげかけながら、人間科学や研究者への期待を述べていただきました。

今から十年以上前、映画『それでもボクはやってない』の取材で、元検察官の方に「取調べ」について話を伺ったことがある。

それまでの様々な取材を通して、取調官が被疑者を密室で取調べ、被疑者の一人称独白体で供述調書を作文するやり方に疑問を持っていたので、検察官が「取調べ」をどう考えているのか知りたかったのだ。

元検察官は、自信たっぷりに話した。

「証拠を科学的に分析したところで、誰がどんな気持ちでその犯罪を犯したのかは分からない。例えば、被害者の傷口を科学的に調べれば、どんな凶器で、どのように殺されたかはある程度分かるかもしれない。凶器が発見されれば、凶器についた指紋から犯人を特定できるかもしれない。しかし、物証だけでは、犯人がどんな気持ちで殺したのかは分からない。なぜその犯罪を犯したのか、どうやって殺したのかは、犯人本人にしか分からない。だから直接、犯人に聞くんです。真相は当事者にしか分からない。だから、密室で犯人を取調べ、真実を話させるんです」

まるで、被疑者は真犯人である、という前提で取調べているかのようだ。そして、実際、そうだったのである。２００６年春に流出した愛媛県警の被疑者取調べマニュアルをご存知だろうか。

「調べ官の‘絶対に落とす’という、自信と執念に満ちた気迫が必要である」

「調べ室に入ったら自供させるまで出るな」

「被疑者の言うことが正しいのでないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げたくなるが、その時に調べ室から出たら負けである」

「自供しないからと言って、留置場から出さなかったらよけい話さない。どんな被疑者でも話をしている内に読めてくる」

「否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ（被疑者を弱らせる意味もある）」

捜査機関が求める「真相の解明」とは、自分たちが考えたストーリーに沿った「自白」を得ることなのだ。

その後も裁判の取材を続ける中で、密室で作られた「自白調書」が判決の決め手になってしまう事実に驚かされた。もっとも、だからこそ捜査機関は、「自白調書」ばかりにこだわるのだろう。犯罪立証は、一つ一つの証拠を論理的に、科学的に分析し、確かな事実を積み重ねていくものではないのか。

そして最近では「法制審議会―新時代の刑事司法制度特別部会」でも、捜査機関は、「密室での取調べは、真相解明機能を果たしてきた」と主張し、取調べ全過程を録音録画することに最後まで反対した。しかしながら、そもそもこの特別部会が開かれるきっかけになったのは、「密室での取調べ」が冤罪を生む温床になっているという現実があったからではないのか。

この頑迷な「密室取調べ信仰」を改めさせるには、まさに人間科学の知見を応用し、論理的に反証するしかないだろう。あの取調室の中で被疑者がどういう心理状態で「自白」をさせられるに至るのか。それを明らかにしなければならない。

幸いにして、様々な研究者によって供述の科学的分析が行われるようになった。「虚偽自白」に至る過程を科学的に明らかにすることで、裁判実務に関わる人たちに、「供述証拠の危険性」を具体的に示すことができるのだ。

人が人を裁くのであるから、そこに間違いは必ず起こる。だからこそ、私たちはせめて、無実の人を罰する過ちだけは犯してはならない。

そのためには、供述証拠に限らず、あらゆる法学的な問題に対して、法律の専門家だけではなく、人間科学の知見を応用しながら様々な研究者がアプローチすることがとても重要なのだと強く思う。

研究アゴラ

研究紹介
「法社会学」と「法と心理研究」

明治大学 研究・知財戦略機構 客員研究員　松村 良之

私の専門は法社会学です。法社会学 (Rechtssoziologie) は、Eugen Ehrlich によって国家法に対する「生ける法 (Lebendes Recht)」の強調という文脈の中で主張されたもので、法学の歴史の中で成立した学問です。法社会学は、その理論的な発展の多くを社会学の古典理論（特に、ヴェーバーとデュルケーム）に負っていますが、狭い意味の社会学的ディスプリンに基づく法研究よりはずっと広い概念です。この点で、犯罪社会学とか家族社会学とは異なります。従って、法社会学を、法と社会と人間の相互作用を探求する学問領域であると考えれば、「法と心理研究」はまさにそのような意味の法社会学の重要な構成部分ということになるでしょう。

川島武宜『日本人の法意識』岩波新書 (1967) は、新書として出版された啓蒙的な本であるにもかかわらず、日本の法学界に非常に強い影響を与えました。その結果として、日本人の法意識研究がその後の法社会学会でもっとも関心を持たれてきたテーマの一つになりました。ところで、法意識を、法への態度として社会心理学的な枠組みで捉え直せば、それは法と心理学研究の中心でもあるということになるでしょう（法意識の「意識」はもともとは日常用語ですし、学問的にはヘーゲル、マルクスらの市民意識論に起源を持つのでしょうが、川島は戦後のアメリカ行動科学への理解を踏まえた上で、「法意識」を「法への態度」と等価なものとして用いていると考えて良いと思います。なお、『川島武宜著作集　第 4 巻』(1982) の解題も参照してください)。でも、「『法意識研究』は『法と心理研究』になるよ」と主張するだけでは意味がありません。問題は、この分野で心理学研究者と法学研究者の協同がいかにして実質的に可能か、それが学問をいかに発展させることになるかということです。

ところで、法の中核的な概念として、正義、権利、責任を挙げることができるでしょう。日本の法学研究者の法意識に対する問題関心は、主として権利意識に向けられていました。それは、川島の法意識研究が「日本人は権利意識を欠いている」というテーゼに起源を持ち、それが日本の社会構造と深く関連していると考えられたからです。また、その対比として、あるべきモデルとしての、西欧的な法的にも自律的な人間像（川島の場合カントの道徳哲学に影響を受けています）に関心があったからでしょう。他方、法学研究者は、法と関連した正義とか責任についての法意識研究をほとんど行ってきませんでした（正義については、米国における手続的公正の心理学の影響を受け、一部の研究者が取り組んできましたが)。

他面、社会心理学では、責任帰属研究は、帰属理論の重要部分をなすものとして、米国においてそして、また日本でも多くの研究がなされてきました。それゆえ、法社会学における法意識研究の問題関心を踏まえた責任帰属研究をおこなうことは、法学と心理学のインターフェースの研究としてすこぶる意味があることと思います。このような観点から、私が属している唐沢班の研究を位置づけることができると思います。

研究アゴラの記事が唐沢班の宣伝めいてしまいましたが、お許しください。

ご愛読のお礼

総括班より発行して参りました『法と人間科学通信』は、本号 vo.15 で最終号となりました。これまでご愛読いただき、誠にありがとうございました。

新学術領域研究「法と人間科学」は、司法にまつわる問題に、多様な研究フィールドの研究者同士のみならず、法曹、実務家や一般市民の皆様とともに、具体的な社会問題に取り組むという新しい学際領域の基盤作りに励行して参りました。法と人間科学通信は、HP、ニューズレターと共に位置づけられておりました。

本誌発行に当たり、新学術領域メンバーおよび多岐に亘る分野の方々に、お忙しい合間を縫って執筆にご協力いただきましたこと、心より感謝いたします。

法と人間科学の HP は、プロジェクト終了後もしばらくの間維持いたしますので、『法と人間科学通信』『ニューズレター』の全号を、そちらからもご覧いただけます。

皆様の、今後ますますのご発展とご活躍をお祈りし、巻末の挨拶に変えさせていただきます。

〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912
法と人間科学 HP　http://law-human.let.hokudai.ac.jp/
※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。